【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年４月５日
【計算期間】	第14特定期間（自　平成24年７月10日　至　平成25年１月７日）
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ　好配当日本株ファンド（２ヵ月決算型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　後藤　俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
【事務連絡者氏名】	井上　靖
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、5,000億円です。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 （　）

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式　一般）） 資産複合 （　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （　） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 （　）

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄に投資することにより、「高水準の配当収入」と「中長期的な株価の値上がり益」の獲得をめざします。

ファンドの特色

1 わが国の株式を主要投資対象とします。

- 主として東京証券取引所第一部(以下、東証一部)上場株式に投資しますが、東京証券取引所第二部上場株式およびJASDAQ上場株式等に投資する場合があります。

2 主として、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄に投資し、「高水準の配当収入」と「中長期的な株価の値上がり益」の獲得をめざして運用を行います。

- ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄分散を意識し、適宜組入銘柄の入替を行います。

予想配当利回りとは、一株当たりの予想配当金(年間)を株価で割って求められる指標です。
予想配当利回りの市場平均とは、時価総額考慮後の東証一部上場銘柄の平均予想配当利回りです。

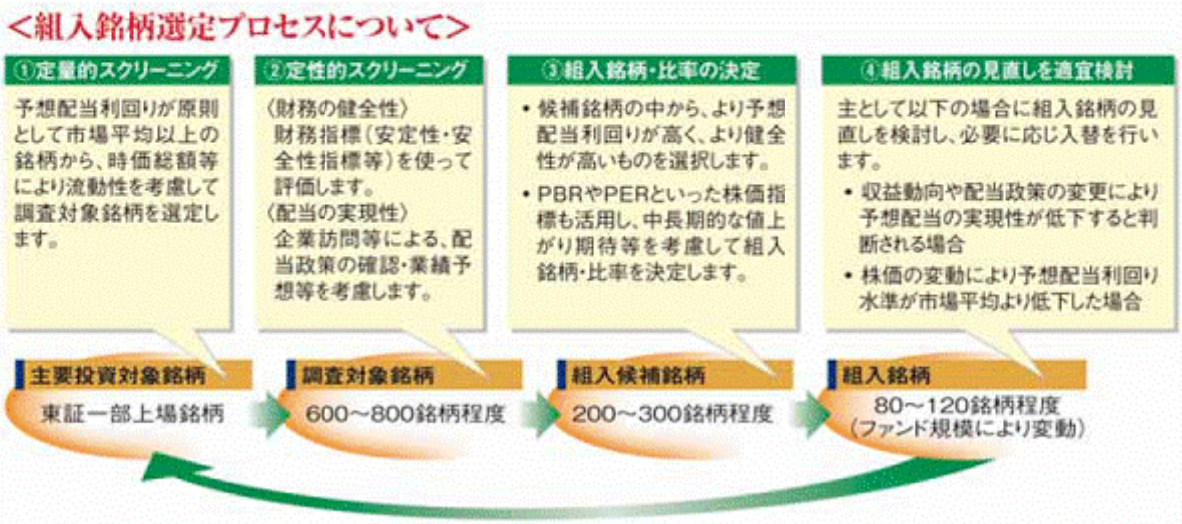

上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

◆ PBR、PERは株価がどの程度の水準にあるかを評価する指標です。

PBR（株価純資産倍率）……PBRとは、Price Book-value Ratioの略で、株価を1株当たり純資産で割って求められる指標です。この数値が低いほど企業の資産価値と比較して株価は割安だと評価されます。

PER（株価収益率）……PERとは、Price Earnings Ratioの略で、株価を1株当たり利益で割って求められる指標です。この数値が低いほど収益性と比較して株価は割安だと評価されます。

3 原則として、年6回の決算時（1・3・5・7・9・11月の各7日（休業日の場合は翌営業日））に配当等収益・売買益などから、収益分配を行います。

- 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定しますが、原則として配当等収益等により安定した分配をめざします。
- 毎年5月、11月の決算時に売買益がある場合には、配当等収益に売買益等を加えた額から分配を行うことがあります。

  ! 組入銘柄の値上がり益を確保しても、基準価額水準等によっては分配を行わないことがあります。
- なお、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。

配当等収益等は、経費等控除後の配当等収益のほか、収益調整金および分配準備積立金の一部を含みます。

! 組入銘柄の一定部分または大部分において減配などの事象が発生し、ファンドの配当等収益が低下した場合や株式売買損が発生した場合には、分配金が少額となることや分配が行えないことがあります。

<分配金のイメージ図>

! 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

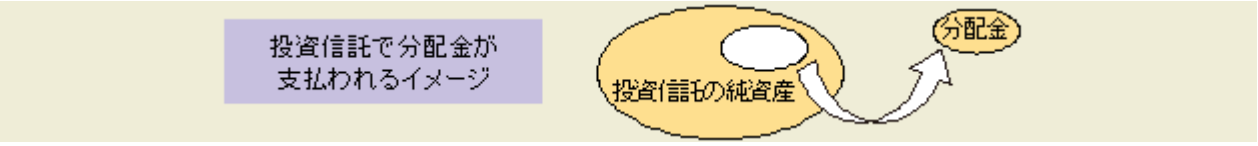

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

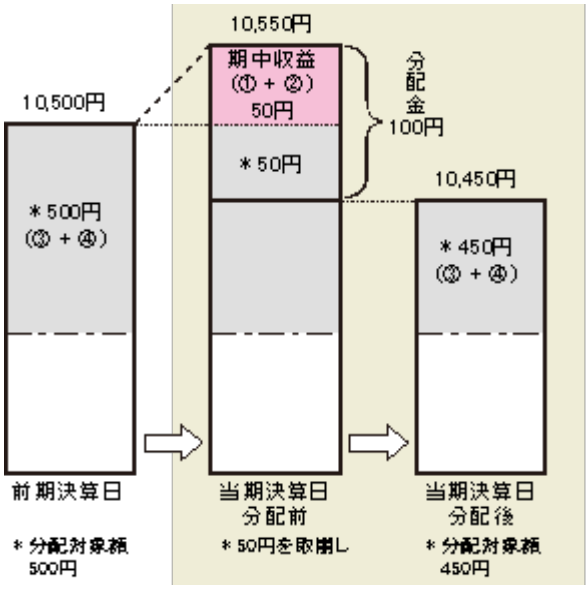

（前期決算日から基準価額が下落した場合）

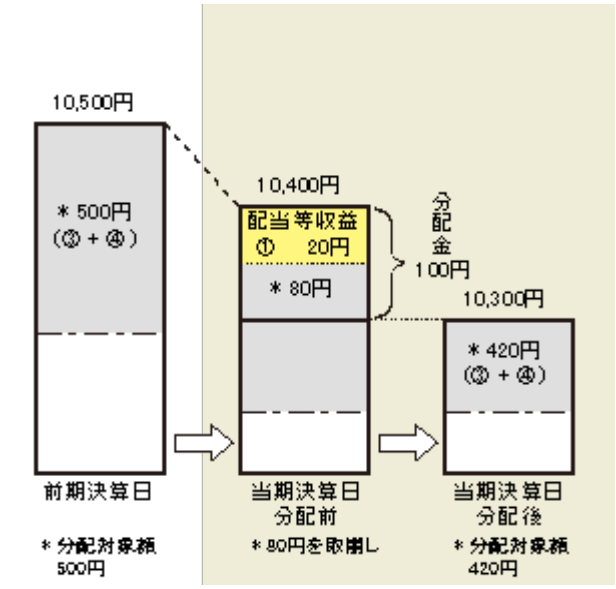

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収 益 調 整 金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

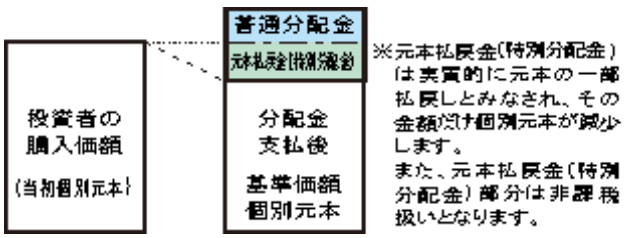

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）

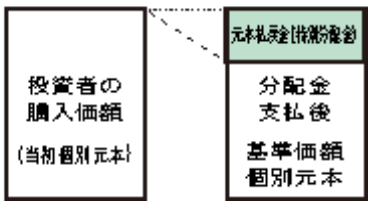

普　通　分　配　金　：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「４　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご参照ください。

ファンドの仕組み

運用は主に日本株インカム・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

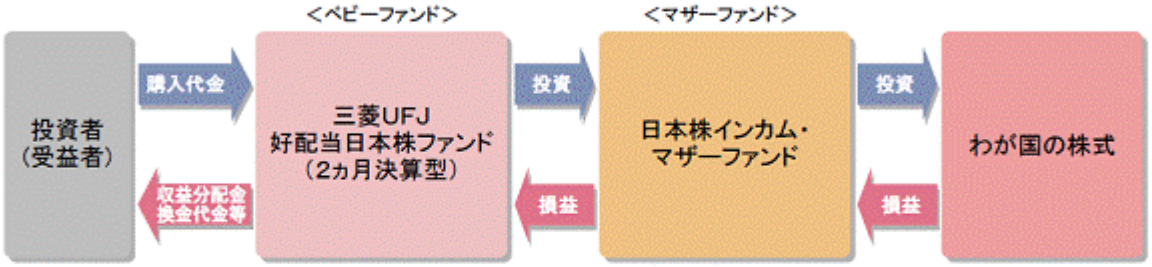

主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】
平成18年２月１日　　設定日、信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】
①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社
募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
信託財産の保管・管理等を行います。

委託会社（委託者）
三菱ＵＦＪ投信株式会社
信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資↓↑損益

マザーファンド

投資↓↑損益

有価証券等

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成25年１月末現在）

・沿革

平成９年５月　東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月　東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月　三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成25年１月末現在）

株 主 名	住　所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	62,050株	50.0%
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	31,023株	25.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

日本株インカム・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の株式に直接投資することがあります。

日本株インカム・マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することとします。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする日本株インカム・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きま

す。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

＜日本株インカム・マザーファンドの概要＞
（基本方針）
この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
（運用方法）
①投資対象
わが国の株式を主要投資対象とします。
②投資態度
主として東京証券取引所第一部上場株式の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄に投資し、高水準の配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。なお、東京証券取引所第二部上場株式およびＪＡＳＤＡＱ上場株式等に投資する場合があります。
銘柄選定にあたっては、予想配当利回りが原則として市場平均以上の銘柄から流動性等を勘案して調査対象銘柄を選定し、その中から財務の健全性や配当の実現性等を勘案して組入候補銘柄を決定します。
ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄分散を意識し、適宜組入銘柄の入替えを行います。
原則として株式の組入比率は高位を維持します。
株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。
なお、市場動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（投資制限）
①株式への投資割合に制限を設けません。
②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑦外貨建資産への投資は行いません。
⑧有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。
⑨スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

（３）【運用体制】

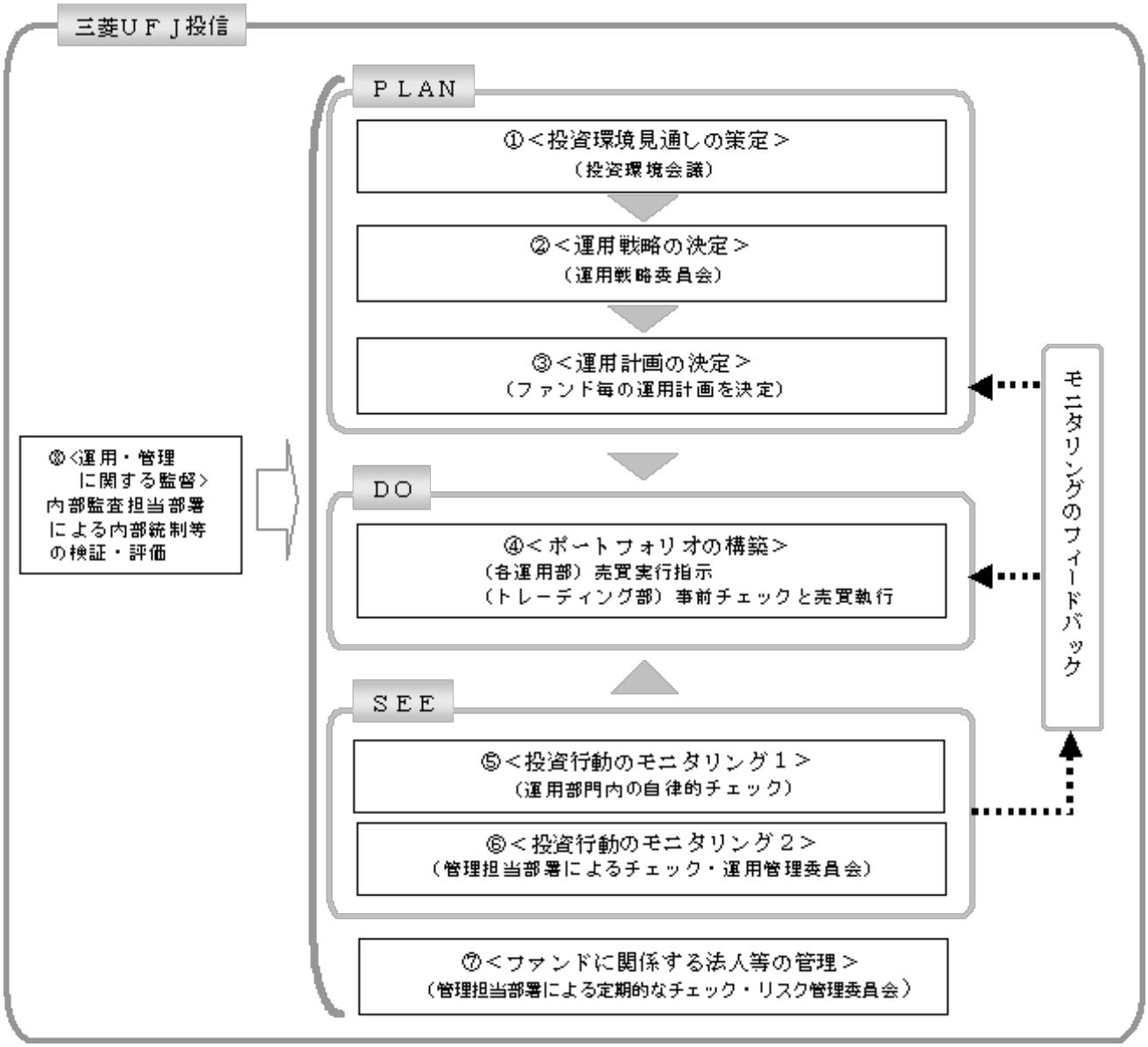

①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
②運用戦略の決定
運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
⑤投資行動のモニタリング１
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。
⑥投資行動のモニタリング２
運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
⑦ファンドに関係する法人等の管理
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部

署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年４月６日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定しますが、原則として配当等収益等により安定した分配をめざします。ただし、毎年５月・11月の決算時に売買益がある場合には、配当等収益に売買益等を加えた額から分配を行うことがあります。なお、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

②新株引受権証券および新株予約権証券

ａ．委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③投資信託証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の株式等

ａ．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｄ．ｃ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の転換社債等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥有価証券先物取引等

ａ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（２）投資対象③金融商品の指図範囲の１．から４．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（２）投資対象③金融商品の指図範囲の１．から４．に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（２）投資対象③金融商品の指図範囲の１．から４．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑦スワップ取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りでは

ありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．ｃ．においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

ｅ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｆ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧信用取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証

券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

３【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制
「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。
各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク
（価格変動リスク）
市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。
また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。
②信用リスク
信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。
信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。
③流動性リスク
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

４【手数料等及び税金】
（１）【申込手数料】
申込価額（発行価格）×3.15%※（税抜　３％）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）
申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】
解約手数料はかかりません。
ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。
※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.155%※（税抜 年1.1%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.525%※ （税抜 年0.5%）	年0.525%※ （税抜 年0.5%）	年0.105%※ （税抜 年0.1%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、10.147%（所得税７%、復興特別所得税0.147%、地方税３%）の税率※で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10.147%（所得税７%、復興特別所得税0.147%、地方税３%）の税率※による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10.147%（所得税７%、復興特別所得税0.147%、地方税３%）の税率※で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成26年１月１日以降の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7.147%（所得税７%、復興特別所得税0.147%）の税率※で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。
※平成26年１月１日以降の税率は、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となる予定です。

◇個別元本について
①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について
受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は平成25年１月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成25年1月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	14,612,929,419	99.80
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	29,528,256	0.20
純資産総額		14,642,457,675	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

平成25年1月31日現在

国／地域	銘 柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限（年/月/日）	投資比率（%）
日本	日本株インカム・マザーファンド	親投資信託受益証券	―	13,175,484,104	1.0271 1.1091	13,532,539,724 14,612,929,419	― ―	99.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年1月31日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成25年1月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額（１万口当たりの純資産価額）
第1計算期間末日（平成18年 5月 8日）	48,780,388,396 （分配付） 48,301,440,986 （分配落）	10,185（分配付） 10,085（分配落）
第2計算期間末日（平成18年 7月 7日）	53,773,889,690 （分配付） 53,658,608,784 （分配落）	9,329（分配付） 9,309（分配落）
第3計算期間末日（平成18年 9月 7日）	58,227,265,085 （分配付） 58,105,536,039 （分配落）	9,567（分配付） 9,547（分配落）
第4計算期間末日（平成18年11月 7日）	59,182,532,047 （分配付） 59,058,226,986 （分配落）	9,522（分配付） 9,502（分配落）
第5計算期間末日（平成19年 1月 9日）	61,344,229,398 （分配付） 61,223,392,032 （分配落）	10,153（分配付） 10,133（分配落）
第6計算期間末日（平成19年 3月 7日）	55,509,104,634 （分配付） 55,403,290,171 （分配落）	10,492（分配付） 10,472（分配落）
第7計算期間末日（平成19年 5月 7日）	54,133,021,571 （分配付） 52,599,271,140 （分配落）	10,588（分配付） 10,288（分配落）
第8計算期間末日（平成19年 7月 9日）	51,279,147,471 （分配付） 51,178,717,213 （分配落）	10,212（分配付） 10,192（分配落）
第9計算期間末日（平成19年 9月 7日）	45,412,856,755 （分配付） 45,313,109,687 （分配落）	9,106（分配付） 9,086（分配落）
第10計算期間末日（平成19年11月 7日）	45,129,835,287 （分配付） 45,030,720,146 （分配落）	9,107（分配付） 9,087（分配落）

第11計算期間末日 （平成20年 1月 7日）	40,387,484,073 （分配付） 40,289,738,402 （分配落）	8,264（分配付） 8,244（分配落）
第12計算期間末日 （平成20年 3月 7日）	36,666,307,599 （分配付） 36,569,380,640 （分配落）	7,566（分配付） 7,546（分配落）
第13計算期間末日 （平成20年 5月 7日）	40,237,588,787 （分配付） 40,141,750,662 （分配落）	8,397（分配付） 8,377（分配落）
第14計算期間末日 （平成20年 7月 7日）	37,938,427,559 （分配付） 37,843,568,224 （分配落）	7,999（分配付） 7,979（分配落）
第15計算期間末日 （平成20年 9月 8日）	34,239,135,295 （分配付） 34,146,037,081 （分配落）	7,355（分配付） 7,335（分配落）
第16計算期間末日 （平成20年11月 7日）	25,540,107,776 （分配付） 25,448,597,092 （分配落）	5,582（分配付） 5,562（分配落）
第17計算期間末日 （平成21年 1月 7日）	26,106,635,861 （分配付） 26,015,874,139 （分配落）	5,753（分配付） 5,733（分配落）
第18計算期間末日 （平成21年 3月 9日）	21,773,995,474 （分配付） 21,683,982,339 （分配落）	4,838（分配付） 4,818（分配落）
第19計算期間末日 （平成21年 5月 7日）	25,381,896,936 （分配付） 25,292,355,785 （分配落）	5,669（分配付） 5,649（分配落）
第20計算期間末日 （平成21年 7月 7日）	26,684,726,541 （分配付） 26,596,063,037 （分配落）	6,019（分配付） 5,999（分配落）
第21計算期間末日 （平成21年 9月 7日）	26,843,361,800 （分配付） 26,755,991,958 （分配落）	6,145（分配付） 6,125（分配落）
第22計算期間末日 （平成21年11月 9日）	24,717,490,535 （分配付） 24,631,761,020 （分配落）	5,766（分配付） 5,746（分配落）
第23計算期間末日 （平成22年 1月 7日）	24,573,179,135 （分配付） 24,491,106,805 （分配落）	5,988（分配付） 5,968（分配落）
第24計算期間末日 （平成22年 3月 8日）	23,623,661,103 （分配付） 23,544,679,798 （分配落）	5,982（分配付） 5,962（分配落）
第25計算期間末日 （平成22年 5月 7日）	23,327,526,543 （分配付） 23,251,872,608 （分配落）	6,167（分配付） 6,147（分配落）
第26計算期間末日 （平成22年 7月 7日）	21,340,931,536 （分配付） 21,267,169,459 （分配落）	5,786（分配付） 5,766（分配落）
第27計算期間末日 （平成22年 9月 7日）	20,269,793,936 （分配付） 20,198,538,426 （分配落）	5,689（分配付） 5,669（分配落）
第28計算期間末日 （平成22年11月 8日）	19,194,714,822 （分配付） 19,126,679,820 （分配落）	5,643（分配付） 5,623（分配落）
第29計算期間末日 （平成23年 1月 7日）	20,089,449,541 （分配付） 20,024,410,251 （分配落）	6,178（分配付） 6,158（分配落）
第30計算期間末日 （平成23年 3月 7日）	19,479,160,362 （分配付） 19,416,256,207 （分配落）	6,193（分配付） 6,173（分配落）
第31計算期間末日 （平成23年 5月 9日）	17,732,724,103 （分配付） 17,671,877,582 （分配落）	5,829（分配付） 5,809（分配落）
第32計算期間末日 （平成23年 7月 7日）	16,822,444,105 （分配付） 16,764,888,187 （分配落）	5,846（分配付） 5,826（分配落）
第33計算期間末日 （平成23年 9月 7日）	15,081,517,937 （分配付） 15,025,901,321 （分配落）	5,423（分配付） 5,403（分配落）
第34計算期間末日 （平成23年11月 7日）	14,670,309,197 （分配付） 14,616,203,472 （分配落）	5,423（分配付） 5,403（分配落）
第35計算期間末日 （平成24年 1月10日）	14,010,867,779 （分配付） 13,958,482,973 （分配落）	5,349（分配付） 5,329（分配落）
第36計算期間末日 （平成24年 3月 7日）	14,483,444,258 （分配付） 14,432,931,037 （分配落）	5,735（分配付） 5,715（分配落）
第37計算期間末日 （平成24年 5月 7日）	13,725,556,927 （分配付） 13,676,056,818 （分配落）	5,546（分配付） 5,526（分配落）
第38計算期間末日 （平成24年 7月 9日）	13,340,595,013 （分配付） 13,292,054,749 （分配落）	5,497（分配付） 5,477（分配落）
第39計算期間末日 （平成24年 9月 7日）	12,539,473,928 （分配付） 12,492,142,450 （分配落）	5,299（分配付） 5,279（分配落）
第40計算期間末日 （平成24年11月 7日）	12,405,129,638 （分配付） 12,359,811,232 （分配落）	5,475（分配付） 5,455（分配落）

第41計算期間末日 （平成25年 1月 7日）	13,818,745,106 （分配付） 13,775,123,528 （分配落）	6,336（分配付） 6,316（分配落）
平成24年 1月末日	13,924,231,509	5,388
2月末日	14,466,849,773	5,716
3月末日	14,706,781,261	5,892
4月末日	14,029,220,496	5,661
5月末日	12,851,285,639	5,228
6月末日	13,444,122,292	5,525
7月末日	12,788,781,677	5,310
8月末日	12,644,681,262	5,323
9月末日	12,685,533,383	5,438
10月末日	12,494,787,733	5,481
11月末日	12,704,313,457	5,686
12月末日	13,549,548,591	6,203
平成25年 1月末日	14,642,457,675	6,813

②【分配の推移】

	１万口当たりの分配金
第1計算期間	100円
第2計算期間	20円
第3計算期間	20円
第4計算期間	20円
第5計算期間	20円
第6計算期間	20円
第7計算期間	300円
第8計算期間	20円
第9計算期間	20円
第10計算期間	20円
第11計算期間	20円
第12計算期間	20円
第13計算期間	20円
第14計算期間	20円
第15計算期間	20円
第16計算期間	20円
第17計算期間	20円
第18計算期間	20円
第19計算期間	20円
第20計算期間	20円
第21計算期間	20円
第22計算期間	20円
第23計算期間	20円
第24計算期間	20円
第25計算期間	20円
第26計算期間	20円
第27計算期間	20円
第28計算期間	20円
第29計算期間	20円
第30計算期間	20円
第31計算期間	20円
第32計算期間	20円
第33計算期間	20円
第34計算期間	20円
第35計算期間	20円
第36計算期間	20円
第37計算期間	20円
第38計算期間	20円
第39計算期間	20円
第40計算期間	20円
第41計算期間	20円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	1.85
第2計算期間	△7.49
第3計算期間	2.77
第4計算期間	△0.26
第5計算期間	6.85
第6計算期間	3.54
第7計算期間	1.10
第8計算期間	△0.73
第9計算期間	△10.65
第10計算期間	0.23
第11計算期間	△9.05
第12計算期間	△8.22
第13計算期間	11.27
第14計算期間	△4.51
第15計算期間	△7.82
第16計算期間	△23.89
第17計算期間	3.43
第18計算期間	△15.61
第19計算期間	17.66
第20計算期間	6.54
第21計算期間	2.43
第22計算期間	△5.86
第23計算期間	4.21
第24計算期間	0.23
第25計算期間	3.43
第26計算期間	△5.87
第27計算期間	△1.33
第28計算期間	△0.45
第29計算期間	9.87
第30計算期間	0.56
第31計算期間	△5.57
第32計算期間	0.63
第33計算期間	△6.91
第34計算期間	0.37
第35計算期間	△0.99
第36計算期間	7.61
第37計算期間	△2.95
第38計算期間	△0.52
第39計算期間	△3.24
第40計算期間	3.71
第41計算期間	16.15

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	48,062,579,560	167,838,508	47,894,741,052
第2計算期間	10,036,239,956	290,527,872	57,640,453,136
第3計算期間	3,598,122,245	374,052,027	60,864,523,354
第4計算期間	2,108,612,876	820,605,256	62,152,530,974
第5計算期間	950,847,456	2,684,695,108	60,418,683,322
第6計算期間	1,247,847,796	8,759,299,301	52,907,231,817
第7計算期間	1,129,532,624	2,911,750,042	51,125,014,399
第8計算期間	1,262,831,865	2,172,716,883	50,215,129,381
第9計算期間	500,165,519	841,760,809	49,873,534,091

第10計算期間	374,133,080	690,096,223	49,557,570,948
第11計算期間	233,260,580	917,995,530	48,872,835,998
第12計算期間	303,321,404	712,677,741	48,463,479,661
第13計算期間	126,533,392	670,950,274	47,919,062,779
第14計算期間	236,962,311	726,357,360	47,429,667,730
第15計算期間	98,238,690	978,799,084	46,549,107,336
第16計算期間	133,726,636	927,491,769	45,755,342,203
第17計算期間	136,932,419	511,413,287	45,380,861,335
第18計算期間	127,172,662	501,466,372	45,006,567,625
第19計算期間	75,813,886	311,805,948	44,770,575,563
第20計算期間	92,533,201	531,356,443	44,331,752,321
第21計算期間	52,063,853	698,894,742	43,684,921,432
第22計算期間	78,336,573	898,500,047	42,864,757,958
第23計算期間	44,322,729	1,872,915,593	41,036,165,094
第24計算期間	51,569,134	1,597,081,232	39,490,652,996
第25計算期間	44,886,994	1,708,572,090	37,826,967,900
第26計算期間	46,704,245	992,633,354	36,881,038,791
第27計算期間	37,500,657	1,290,784,222	35,627,755,226
第28計算期間	39,492,618	1,649,746,831	34,017,501,013
第29計算期間	37,912,710	1,535,768,616	32,519,645,107
第30計算期間	36,478,450	1,104,046,015	31,452,077,542
第31計算期間	40,494,068	1,069,310,769	30,423,260,841
第32計算期間	39,634,265	1,684,935,769	28,777,959,337
第33計算期間	34,135,702	1,003,786,765	27,808,308,274
第34計算期間	37,973,424	793,418,950	27,052,862,748
第35計算期間	33,410,003	893,869,564	26,192,403,187
第36計算期間	44,949,260	980,741,473	25,256,610,974
第37計算期間	45,031,577	551,587,994	24,750,054,557
第38計算期間	39,232,488	519,154,645	24,270,132,400
第39計算期間	34,676,078	639,069,011	23,665,739,467
第40計算期間	31,709,398	1,038,245,737	22,659,203,128
第41計算期間	42,112,014	890,525,716	21,810,789,426

＜参考＞

「日本株インカム・マザーファンド」

（１）投資状況

平成25年1月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	14,933,405,150	93.73
投資証券	日本	565,904,800	3.55
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	432,432,915	2.72
純資産総額		15,931,742,865	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

平成25年1月31日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評価額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限（年/月/日）	投資比率（%）
日本	三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	323,700	2,487.49 3,670.00	805,200,513 1,187,979,000	― ―	7.46
日本	みずほフィナンシャルグループ	株式	銀行業	6,141,800	130.97 183.00	804,391,546 1,123,949,400	― ―	7.05
日本	キヤノン	株式	電気機器	229,000	2,709.50 3,365.00	620,475,500 770,585,000	― ―	4.84
日本	伊藤忠商事	株式	卸売業	713,700	808.57 1,034.00	577,076,409 737,965,800	― ―	4.63
日本	リコー	株式	電気機器	597,000	577.71 1,016.00	344,892,870 606,552,000	― ―	3.81
日本	日産自動車	株式	輸送用機器	567,500	707.39 936.00	401,443,825 531,180,000	― ―	3.33
日本	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	株式	情報・通信業	3,206	130,225.49 138,900.00	417,502,941 445,313,400	― ―	2.80
日本	三井物産	株式	卸売業	320,300	1,291.98 1,381.00	413,823,864 442,334,300	― ―	2.78
日本	丸紅	株式	卸売業	659,000	523.15 671.00	344,755,850 442,189,000	― ―	2.78
日本	ＪＸホールディングス	株式	石油・石炭製品	671,000	379.00 540.00	254,309,000 362,340,000	― ―	2.27
日本	エーザイ	株式	医薬品	81,200	3,441.14 4,000.00	279,420,746 324,800,000	― ―	2.04
日本	あおぞら銀行	株式	銀行業	1,226,000	239.60 257.00	293,760,836 315,082,000	― ―	1.98
日本	科研製薬	株式	医薬品	204,000	1,077.00 1,501.00	219,708,000 306,204,000	― ―	1.92
日本	大東建託	株式	建設業	31,600	7,750.00 9,020.00	244,900,000 285,032,000	― ―	1.79
日本	住友商事	株式	卸売業	229,100	1,057.35 1,182.00	242,238,885 270,796,200	― ―	1.70
日本	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	株式	保険業	127,900	1,509.67 1,919.00	193,086,793 245,440,100	― ―	1.54
日本	東洋インキＳＣホールディングス	株式	化学	595,000	272.11 401.00	161,905,450 238,595,000	― ―	1.50
日本	三井住友トラスト・ホールディングス	株式	銀行業	679,000	215.00 338.00	145,985,000 229,502,000	― ―	1.44
日本	大日本印刷	株式	その他製品	303,000	606.86 739.00	183,878,580 223,917,000	― ―	1.41
日本	東燃ゼネラル石油	株式	石油・石炭製品	269,000	634.63 797.00	170,716,882 214,393,000	― ―	1.35
日本	マンダム	株式	化学	78,100	1,940.00 2,719.00	151,514,000 212,353,900	― ―	1.33
日本	ナガイレーベン	株式	卸売業	173,500	1,191.00 1,178.00	206,638,500 204,383,000	― ―	1.28
日本	ティーガイア	株式	情報・通信業	226,100	804.50 901.00	181,897,450 203,716,100	― ―	1.28
日本	太陽ホールディングス	株式	化学	79,300	1,934.74 2,566.00	153,424,882 203,483,800	― ―	1.28
日本	塩野義製薬	株式	医薬品	113,200	1,080.40 1,634.00	122,301,280 184,968,800	― ―	1.16
日本	リソー教育	株式	サービス業	24,819	5,946.56 7,250.00	147,587,904 179,937,750	― ―	1.13
日本	アズビル	株式	電気機器	88,700	1,565.43 1,955.00	138,854,313 173,408,500	― ―	1.09

日本	武田薬品工業	株式	医薬品	36,400	3,738.02 4,700.00	136,064,162 171,080,000	— —	1.07
日本	ダイフク	株式	機械	266,500	427.08 610.00	113,816,820 162,565,000	— —	1.02
日本	旭硝子	株式	ガラス・ 土石製品	256,000	631.70 606.00	161,715,200 155,136,000	— —	0.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年1月31日現在

種類／業種別		投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.29
	建設業	1.79
	食料品	0.33
	化学	6.39
	医薬品	7.44
	石油・石炭製品	3.62
	ガラス・土石製品	0.97
	非鉄金属	1.52
	機械	4.13
	電気機器	11.28
	輸送用機器	3.33
	精密機器	0.92
	その他製品	2.11
	陸運業	0.42
	情報・通信業	6.89
	卸売業	16.45
	小売業	1.89
	銀行業	17.93
	保険業	1.54
	その他金融業	1.61
	不動産業	0.51
	サービス業	2.36
	小計	93.73
投資証券	—	3.55
合 計		97.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

［参考情報］

運用実績

1 基準価額・純資産の推移（設定日～2013年1月31日）

・基準価額、基準価額（分配金再投資）は10,000を起点として表示
・基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を再投資したものとして計算

2 分配の推移

2013 年 1月	20円
2012 年 11月	20円
2012 年 9月	20円
2012 年 7月	20円
2012 年 5月	20円
2012 年 3月	20円
直近1年間累計	120円
設定来累計	1,180円

・分配金は1万口当たり、税引前

3 主要な資産の状況（2013年1月31日現在）

	組入上位業種	比率
1	銀行業	17.9%
2	卸売業	16.4%
3	電気機器	11.3%
4	医薬品	7.4%
5	情報・通信業	6.9%
6	化学	6.4%
7	機械	4.1%
8	不動産業	4.1%
9	石油・石炭製品	3.6%
10	輸送用機器	3.3%

	組入上位銘柄	業種	比率
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	7.4%
2	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	7.0%
3	キヤノン	電気機器	4.8%
4	伊藤忠商事	卸売業	4.6%
5	リコー	電気機器	3.8%
6	日産自動車	輸送用機器	3.3%
7	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	2.8%
8	三井物産	卸売業	2.8%
9	丸紅	卸売業	2.8%
10	JXホールディングス	石油・石炭製品	2.3%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）

4 年間収益率の推移

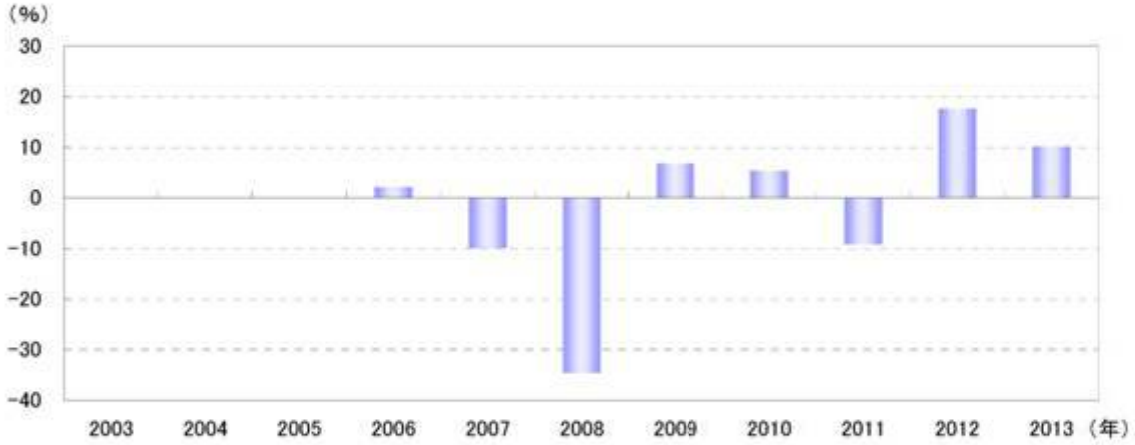

・収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
・2006年は設定日から年末までの、2013年は1月31日までの収益率を表示
・ファンドにベンチマークはありません。

・ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額×3.15%※（税抜 ３%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後３時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額－信託財産留保額
信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額×0.3%
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して４営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後３時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 信託財産の資金管理を円滑に行うため、１億口または１億円以上の解約請求については正午までにお願いいたします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは１万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間	平成18年２月１日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

計算期間	原則として、毎年１月８日から３月７日まで、３月８日から５月７日まで、５月８日から７月７日まで、７月８日から９月７日まで、９月８日から11月７日まで、および11月８日から翌年１月７日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から１ヵ年とし、期間満了３ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎年１月および７月に終了する計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 ただし、平成25年６月21日以降は、以下の通り変更される予定です。 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（平成24年7月10日から平成25年1月7日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

三菱ＵＦＪ好配当日本株ファンド（２ヵ月決算型）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［平成24年7月9日現在］	当期 ［平成25年1月7日現在］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	106,695,586	98,652,249
親投資信託受益証券	13,273,157,942	13,749,375,680
未収入金	2,548,651	16,749,024
未収利息	244	227
流動資産合計	13,382,402,423	13,864,777,180
資産合計	13,382,402,423	13,864,777,180
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	48,540,264	43,621,578
未払解約金	15,637,049	21,125,385
未払受託者報酬	2,373,087	2,258,498
未払委託者報酬	23,730,850	22,584,974
その他未払費用	66,424	63,217
流動負債合計	90,347,674	89,653,652
負債合計	90,347,674	89,653,652
純資産の部		
元本等		
元本	※1 24,270,132,400	※1 21,810,789,426
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △10,978,077,651	※2 △8,035,665,898
（分配準備積立金）	1,532,549,140	1,449,542,927
元本等合計	13,292,054,749	13,775,123,528
純資産合計	13,292,054,749	13,775,123,528
負債純資産合計	13,382,402,423	13,864,777,180

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成24年 1月11日 至 平成24年 7月 9日	当期 自 平成24年 7月10日 至 平成25年 1月 7日
営業収益		
受取利息	19,690	18,493
有価証券売買等損益	618,503,818	2,047,809,040
営業収益合計	618,523,508	2,047,827,533
営業費用		
受託者報酬	7,197,229	6,695,281
委託者報酬	71,972,248	66,952,771
その他費用	201,458	187,406
営業費用合計	79,370,935	73,835,458
営業利益	539,152,573	1,973,992,075
経常利益	539,152,573	1,973,992,075
当期純利益	539,152,573	1,973,992,075
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	6,770,418	33,702,900
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△12,233,920,214	△10,978,077,651
剰余金増加額又は欠損金減少額	929,640,936	1,187,349,705
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	929,640,936	1,187,349,705
剰余金減少額又は欠損金増加額	57,626,934	48,955,665
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	57,626,934	48,955,665
分配金	※1 148,553,594	※1 136,271,462
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,978,077,651	△8,035,665,898

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法	（1）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 （2）親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月7日および7月7日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成24年7月10日から平成25年1月7日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［ 平成24年7月9日現在 ］	当期 ［ 平成25年1月7日現在 ］
※１ 期首元本額	26,192,403,187円	24,270,132,400円
期中追加設定元本額	129,213,325円	108,497,490円
期中一部解約元本額	2,051,484,112円	2,567,840,464円
※２ 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	10,978,077,651円	8,035,665,898円
３　受益権の総数	24,270,132,400口	21,810,789,426口
４　１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.5477円 （5,477円）	0.6316円 （6,316円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）
前期（自 平成24年1月11日 至 平成24年7月9日）
※１　分配金の計算過程

		（ 自 平成24年1月11日 至 平成24年3月7日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	23,570,769円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	353,199,118円
分配準備積立金額	D	1,548,933,154円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,925,703,041円
当ファンドの期末残存口数	F	25,256,610,974口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	762円
１万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	50,513,221円

		（ 自 平成24年3月8日 至 平成24年5月7日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	170,308,589円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	349,058,119円
分配準備積立金額	D	1,489,609,410円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,008,976,118円
当ファンドの期末残存口数	F	24,750,054,557口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	811円
１万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	49,500,109円

		（ 自 平成24年5月8日 至 平成24年7月9日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	3,618,751円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	344,811,778円
分配準備積立金額	D	1,577,470,653円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,925,901,182円
当ファンドの期末残存口数	F	24,270,132,400口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	793円
１万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	48,540,264円

当期（自 平成24年7月10日 至 平成25年1月7日）
※１　分配金の計算過程

		（ 自 平成24年7月10日 至 平成24年9月7日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	2,631,729円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	338,380,313円
分配準備積立金額	D	1,493,226,781円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,834,238,823円
当ファンドの期末残存口数	F	23,665,739,467口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	775円
１万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	47,331,478円

		（ 自 平成24年9月8日 至 平成24年11月7日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	179,857,112円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	326,088,543円
分配準備積立金額	D	1,386,316,743円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,892,262,398円
当ファンドの期末残存口数	F	22,659,203,128口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	835円
１万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	45,318,406円

		（ 自 平成24年11月8日 至 平成25年1月7日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	30,946,721円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	316,648,259円
分配準備積立金額	D	1,462,217,784円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,809,812,764円
当ファンドの期末残存口数	F	21,810,789,426口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	829円
１万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	43,621,578円

（金融商品に関する注記）
１ 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 （ 自 平成24年 1月11日 至 平成24年 7月 9日 ）	当期 （ 自 平成24年 7月10日 至 平成25年 1月 7日 ）
１ 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券の詳細は「（４）附属明細表」に記載しております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左

3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 ［ 平成24年7月9日現在 ］	当期 ［ 平成25年1月7日現在 ］
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

種 類	前期 ［ 平成24年7月9日現在 ］ 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期 ［ 平成25年1月7日現在 ］ 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△43,940,821	1,939,529,337
合計	△43,940,821	1,939,529,337

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	日本株インカム・マザーファンド	13,385,295,639	13,749,375,680	
	親投資信託受益証券 小計	13,385,295,639	13,749,375,680	
合計		13,385,295,639	13,749,375,680	

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

＜参考＞

当ファンドは「日本株インカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「日本株インカム・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

		［ 平成24年7月9日現在 ］	［ 平成25年1月7日現在 ］
		金 額（円）	金 額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		390,333,783	374,514,957
株式		13,347,214,360	14,031,708,070
投資証券		612,900,300	516,557,600
未収入金		280,370,344	189,382,061
未収配当金		34,941,678	39,198,525
未収利息		895	861
流動資産合計		14,665,761,360	15,151,362,074
資産合計		14,665,761,360	15,151,362,074
負債の部			
流動負債			
未払金		210,106,595	133,331,833
未払解約金		5,338,533	17,426,797
流動負債合計		215,445,128	150,758,630
負債合計		215,445,128	150,758,630
純資産の部			
元本等			
元本	※1	16,495,256,498	14,602,733,105
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※2	△2,044,940,266	397,870,339
元本等合計		14,450,316,232	15,000,603,444
純資産合計		14,450,316,232	15,000,603,444
負債純資産合計		14,665,761,360	15,151,362,074

（注1）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月4日から8月3日まで、および8月4日から翌年2月3日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	株式および投資証券は移動平均法、株式および投資証券以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［ 平成24年7月9日現在 ］	［ 平成25年1月7日現在 ］
※１ 期首	平成24年1月11日	平成24年7月10日
期首元本額	18,353,130,209円	16,495,256,498円
期首からの追加設定元本額	27,693,186円	17,864,241円
期首からの一部解約元本額	1,885,566,897円	1,910,387,634円
元本の内訳＊		
三菱ＵＦＪ 好配当日本株ファンド（２ヵ月決算型）	15,152,006,784円	13,385,295,639円
日本好配当株式ファンド（３ヵ月決算型）	1,227,511,855円	1,103,427,309円
日本株アクティブ・インカム（適格機関投資家限定）	115,737,859円	114,010,157円
（合 計）	16,495,256,498円	14,602,733,105円
※２ 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,044,940,266円	―
３ 受益権の総数	16,495,256,498口	14,602,733,105口
４ １口当たり純資産額	0.8760円	1.0272円
（１万口当たり純資産額）	(8,760円)	(10,272円)

＊ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区 分	（ 自 平成24年 1月11日 至 平成24年 7月 9日 ）	（ 自 平成24年 7月10日 至 平成25年 1月 7日 ）
１ 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式および投資証券を実質的な主要投資対象としております。株式および投資証券の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
３ 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	［ 平成24年7月9日現在 ］	［ 平成25年1月7日現在 ］
１ 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
２ 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同 左
	(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。	同 左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左
３ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	［ 平成24年7月9日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)	［ 平成25年1月7日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	60,631,008	2,188,662,562
投資証券	39,585,000	81,846,400
合計	100,216,008	2,270,508,962

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

（単位：円）

銘柄		株式数	評価額		備考
コード	銘柄名		単価	金額	
1379	ホクト	27,700	1,750	48,475,000	
1878	大東建託	31,600	8,090	255,644,000	
2201	森永製菓	282,000	187	52,734,000	
3405	クラレ	60,000	1,151	69,060,000	
4061	電気化学工業	244,000	300	73,200,000	
4626	太陽ホールディングス	81,100	2,486	201,614,600	
4631	ＤＩＣ	565,000	157	88,705,000	
4634	東洋インキＳＣホールディングス	619,000	377	233,363,000	
4917	マンダム	91,200	2,481	226,267,200	
4985	アース製薬	36,800	2,926	107,676,800	
4502	武田薬品工業	35,800	3,990	142,842,000	
4507	塩野義製薬	113,200	1,494	169,120,800	
4508	田辺三菱製薬	108,800	1,176	127,948,800	
4521	科研製薬	204,000	1,306	266,424,000	
4523	エーザイ	76,600	3,640	278,824,000	
4528	小野薬品工業	13,400	4,515	60,501,000	
5012	東燃ゼネラル石油	263,000	750	197,250,000	
5020	ＪＸホールディングス	682,800	493	336,620,400	
5201	旭硝子	279,000	618	172,422,000	
5703	日本軽金属ホールディングス	1,107,500	103	114,072,500	
5738	住友軽金属工業	511,000	84	42,924,000	
5857	アサヒホールディングス	48,700	1,481	72,124,700	
6383	ダイフク	297,500	587	174,632,500	
6412	平和	94,400	1,494	141,033,600	
6436	アマノ	104,600	776	81,169,600	
6454	マックス	142,000	1,097	155,774,000	
6462	リケン	110,000	324	35,640,000	
6581	日立工機	99,800	728	72,654,400	
6652	ＩＤＥＣ	179,500	802	143,959,000	
6845	アズビル	80,500	1,790	144,095,000	
6952	カシオ計算機	53,400	771	41,171,400	
7718	スター精密	72,800	873	63,554,400	
7751	キヤノン	220,200	3,330	733,266,000	
7752	リコー	676,000	917	619,892,000	
7201	日産自動車	576,100	851	490,261,100	
7741	ＨＯＹＡ	94,500	1,751	165,469,500	
7825	ダンロップスポーツ	126,000	999	125,874,000	
7912	大日本印刷	317,000	680	215,560,000	
9069	センコー	23,000	387	8,901,000	
3738	ティーガイア	226,100	826	186,758,600	
7860	エイベックス・グループ・ホールディングス	43,200	1,742	75,254,400	
9412	スカパーＪＳＡＴホールディングス	2,532	37,450	94,823,400	
9430	ＮＥＣモバイリング	20,200	3,695	74,639,000	
9436	沖縄セルラー電話	63,200	1,913	120,901,600	
9437	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,800	126,800	355,040,000	
9759	ＮＳＤ	54,200	781	42,330,200	
2767	フィールズ	46,200	1,188	54,885,600	
7447	ナガイレーベン	181,300	1,147	207,951,100	
7458	第一興商	42,200	2,069	87,311,800	
8001	伊藤忠商事	719,900	940	676,706,000	
8002	丸紅	663,000	629	417,027,000	
8031	三井物産	176,100	1,338	235,621,800	
8053	住友商事	400,400	1,140	456,456,000	
8068	菱洋エレクトロ	50,400	823	41,479,200	
8078	阪和興業	268,000	344	92,192,000	
8098	稲畑産業	196,900	600	118,140,000	
9832	オートバックスセブン	12,300	3,840	47,232,000	
9934	因幡電機産業	29,900	2,563	76,633,700	
2651	ローソン	22,800	6,080	138,624,000	
2681	ゲオホールディングス	897	92,200	82,703,400	
3395	サンマルクホールディングス	12,000	3,140	37,680,000	

8185	チヨダ	23,900	2,142	51,193,800	
8304	あおぞら銀行	819,000	250	204,750,000	
8309	三井住友トラスト・ホールディングス	862,000	306	263,772,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	330,100	3,190	1,053,019,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	6,589,300	162	1,067,466,600	
8725	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	126,300	1,769	223,424,700	
8439	東京センチュリーリース	57,300	1,860	106,578,000	
8511	日本証券金融	125,700	584	73,408,800	
8570	イオンクレジットサービス	50,400	1,708	86,083,200	
3268	一建設	9,200	3,160	29,072,000	
8895	アーネストワン	39,900	1,442	57,535,800	
4681	リゾートトラスト	36,700	1,785	65,509,500	
4708	もしもしホットライン	62,900	1,127	70,888,300	
4714	リソー教育	24,819	7,030	174,477,570	
9744	メイテック	16,700	2,001	33,416,700	
合　計		21,158,248	―	14,031,708,070	

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	622.00	113,390,600	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,120.00	113,232,000	
	森トラスト総合リート投資法人	156.00	114,036,000	
	ケネディクス不動産投資法人	374.00	117,249,000	
	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	85.00	58,650,000	
	投資証券 小計	2,357.00	516,557,600	
合計		2,357.00	516,557,600	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成25年1月31日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	14,665,929,345
Ⅱ 負 債 総 額	23,471,670
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	14,642,457,675
Ⅳ 発 行 済 口 数	21,491,055,638 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6813 （ １万口当たり 6,813 ）

＜参考＞
「日本株インカム・マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成25年1月31日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	15,995,722,315
Ⅱ 負 債 総 額	63,979,450
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	15,931,742,865
Ⅳ 発 行 済 口 数	14,364,731,826 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1091 （ １万口当たり 11,091 ）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

（４）受益権の譲渡
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

平成25年１月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年１月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年１月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	400	6,536,708
追加型公社債投資信託	18	570,784
単位型株式投資信託	7	19,628
単位型公社債投資信託	3	83,212
合 計	428	7,210,332

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

（１） 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２） 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度に係る中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)		第27期 (平成24年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	17,056,128	※2	14,298,590
有価証券	※2	10,000,000	※2	8,000,000
前払費用		156,230		154,925
未収入金	※2	19,641		13,813
未収委託者報酬		4,517,987		3,977,324
未収収益	※2	63,656	※2	42,563
繰延税金資産		429,080		339,052
金銭の信託	※2	30,000	※2	30,000
その他		28,070		27,621
流動資産合計		32,300,796		26,883,891
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	306,543	※1	281,399
器具備品	※1	184,985	※1	177,757
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,696,560		1,664,188
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		909,905		881,368
ソフトウェア仮勘定		146,761		402,721
その他		68		24
無形固定資産合計		1,072,557		1,299,937
投資その他の資産				
投資有価証券		9,405,012		14,456,313
関係会社株式		431,812		320,136
長期性預金	※2	7,000,000	※2	8,500,000
長期差入保証金	※2	797,041	※2	837,456
長期前払費用		52		—
繰延税金資産		442,254		139,650
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		18,091,208		24,268,591
固定資産合計		20,860,326		27,232,718
資産合計		53,161,123		54,116,609

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)		第27期 (平成24年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		47,528		79,079
未払金				
未払収益分配金		245,085		185,817
未払償還金		1,328,820		1,159,445
未払手数料	※2	1,768,519	※2	1,557,726
その他未払金		104,042		50,899
未払費用	※2	1,240,586	※2	1,174,572
未払消費税等		184,873		63,602
未払法人税等		2,228,870		1,532,874
賞与引当金		550,000		520,000
その他		227,518		278,521
流動負債合計		7,925,844		6,602,539
固定負債				
退職給付引当金		105,461		119,902
役員退職慰労引当金		76,024		49,735
時効後支払損引当金		196,123		195,228
固定負債合計		377,609		364,866
負債合計		8,303,454		6,967,405
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		222,096		222,096
資本剰余金合計		222,096		222,096
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		34,903,313		36,863,331
利益剰余金合計		42,243,903		44,203,921
株主資本合計		44,466,131		46,426,148
評価・換算差額等				
その他有価証券		391,537		723,054
評価差額金				
評価・換算差額等合計		391,537		723,054
純資産合計		44,857,668		47,149,203
負債純資産合計		53,161,123		54,116,609

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

		第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）		第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
営業収益				
委託者報酬		48,411,622		47,476,170
投資顧問料		16,400		15,335
その他営業収益		236,596		153,305
営業収益合計		48,664,618		47,644,812
営業費用				
支払手数料	※2	19,778,797	※2	19,292,904
広告宣伝費		696,640		516,886
公告費		7,795		7,961
調査費				
調査費		895,558		909,999
委託調査費		8,991,373		9,975,300
事務委託費		243,109		306,137
営業雑経費				
通信費		98,144		90,066
印刷費		569,763		400,552
協会費		37,616		40,636
諸会費		6,248		7,593
事務機器関連費		880,509		958,507
その他営業雑経費		—		16,396
営業費用合計		32,205,558		32,522,943
一般管理費				
給料				
役員報酬		199,168		202,812
給料・手当		3,576,037		3,623,556
賞与引当金繰入		550,000		520,000
福利厚生費		492,032		520,897
交際費		23,412		26,743
旅費交通費		156,920		153,892
租税公課		108,850		102,255
不動産賃借料		655,939		698,539
退職給付費用		163,440		142,883
役員退職慰労引当金繰入		18,106		22,805
固定資産減価償却費		406,176		481,601
諸経費		369,603		247,162
一般管理費合計		6,719,689		6,743,148
営業利益		9,739,370		8,378,719

（単位：千円）

	第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）		第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		29,543		153,215
有価証券利息	※2	11,040	※2	8,160
受取利息	※2	20,465	※2	25,661
投資有価証券償還益		371,171		1,876
収益分配金等時効完成分		438,693		318,285
その他		8,257		7,856
営業外収益合計		879,170		515,056
営業外費用				
投資有価証券償還損		192,004		—
時効後支払損引当金繰入		666		15,288
事務過誤費		32,187		7,845
その他		7,757		82
営業外費用合計		232,615		23,216
経常利益		10,385,925		8,870,559
特別利益				
投資有価証券売却益		351,930		150,103
特別利益合計		351,930		150,103
特別損失				
投資有価証券売却損		127,114		153,276
関係会社株式売却損		—		13,563
投資有価証券評価損		—		1,925
過年度時効後支払損引当金繰入		204,138		—
固定資産除却損	※1	3,431	※1	17,034
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		37,264		—
その他		2,429		412
特別損失合計		374,378		186,212
税引前当期純利益		10,363,477		8,834,449
法人税、住民税及び事業税		4,027,373		3,510,046
法人税等調整額		△25,800		175,067
法人税等合計		4,001,573		3,685,113
当期純利益		6,361,903		5,149,336

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	342,589	342,589
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	31,383,254	34,903,313
当期変動額		
剰余金の配当	△2,841,844	△3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
当期変動額合計	3,520,059	1,960,017
当期末残高	34,903,313	36,863,331
利益剰余金合計		
当期首残高	38,723,843	42,243,903
当期変動額		
剰余金の配当	△2,841,844	△3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
当期変動額合計	3,520,059	1,960,017
当期末残高	42,243,903	44,203,921
株主資本合計		
当期首残高	40,946,071	44,466,131
当期変動額		
剰余金の配当	△2,841,844	△3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
当期変動額合計	3,520,059	1,960,017
当期末残高	44,466,131	46,426,148
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,277,237	391,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△885,699	331,516
当期変動額合計	△885,699	331,516
当期末残高	391,537	723,054
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△62,258	—

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	62,258	―
当期変動額合計	62,258	―
当期末残高	―	―
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,214,979	391,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△823,441	331,516
当期変動額合計	△823,441	331,516
当期末残高	391,537	723,054
純資産合計		
当期首残高	42,161,050	44,857,668
当期変動額		
剰余金の配当	△2,841,844	△3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△823,441	331,516
当期変動額合計	2,696,617	2,291,534
当期末残高	44,857,668	47,149,203

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[追加情報]

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項
（貸借対照表関係）
※1.有形固定資産の減価償却累計額

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
建物	181,085千円	208,976千円
器具備品	227,109千円	294,294千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
預金	13,335,700千円	11,773,728千円
有価証券	10,000,000千円	8,000,000千円
未収入金	1,500千円	―
未収収益	63,656千円	42,563千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	7,000,000千円	8,500,000千円
長期差入保証金	788,590千円	828,908千円
未払手数料	986,786千円	851,491千円
未払費用	134,713千円	135,926千円

(損益計算書関係)
※1.固定資産除却損の内訳

	第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
器具備品	3,431千円	1,144千円
ソフトウェア	―	15,890千円
計	3,431千円	17,034千円

※2.関係会社に対する主な取引
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
支払手数料	11,685,424千円	10,760,427千円
有価証券利息	8,718千円	6,532千円
受取利息	20,465千円	25,661千円

（株主資本等変動計算書関係）
第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	―	―	124,098
合計	124,098	―	―	124,098

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
平成22年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 2,841,844千円
② １株当たり配当額 22,900円
③ 基準日 平成22年3月31日
④ 効力発生日 平成22年7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 3,189,318千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 25,700円
④ 基準日 平成23年3月31日
⑤ 効力発生日 平成23年6月30日

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	－	－	124,098
合計	124,098	－	－	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 3,189,318千円
② １株当たり配当額 25,700円
③ 基準日 平成23年3月31日
④ 効力発生日 平成23年6月30日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 2,581,238千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 20,800円
④ 基準日 平成24年3月31日
⑤ 効力発生日 平成24年6月27日

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第26期（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　現金及び預金	17,056,128	17,056,128	－
(2)　有価証券	10,000,000	10,000,000	－
(3)　未収委託者報酬	4,517,987	4,517,987	－
(4)　長期性預金	7,000,000	7,010,576	10,576
(5)　投資有価証券	9,140,755	9,140,755	－
資産計	47,714,871	47,725,447	10,576
(1)　未払手数料	1,768,519	1,768,519	－
(2)　未払法人税等	2,228,870	2,228,870	－
負債計	3,997,389	3,997,389	－

第27期（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　現金及び預金	14,298,590	14,298,590	－
(2)　有価証券	8,000,000	8,000,000	－
(3)　未収委託者報酬	3,977,324	3,977,324	－
(4)　長期性預金	8,500,000	8,509,886	9,886
(5)　投資有価証券	14,417,413	14,417,413	－
資産計	49,193,328	49,203,214	9,886
(1)　未払手数料	1,557,726	1,557,726	－
(2)　未払法人税等	1,532,874	1,532,874	－
負債計	3,090,600	3,090,600	－

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
非上場株式	264,257	38,900
子会社株式	431,812	160,600
関連会社株式	―	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,056,128	―	―	―
未収委託者報酬	4,517,987	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	10,000,000	―	―	―
投資信託	―	2,032,211	1,152,101	―
長期性預金	―	7,000,000	―	―
合計	31,574,115	9,032,211	1,152,101	―

第27期（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,298,590	―	―	―
未収委託者報酬	3,977,324	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	―	―	―
投資信託	―	3,168,056	4,412,092	2,183,060
長期性預金	―	8,500,000	―	―
合計	26,275,914	11,668,056	4,412,092	2,183,060

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第26期（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	4,026,733	3,476,499	550,234
	小　計	4,026,733	3,476,499	550,234
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	5,114,022	5,236,164	△122,142
	小　計	5,114,022	5,236,164	△122,142
合　計		9,140,755	8,712,663	428,091

第27期（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	11,092,127	9,993,766	1,098,361
	小　計	11,092,127	9,993,766	1,098,361
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	3,325,285	3,446,474	△121,188
	小　計	3,325,285	3,446,474	△121,188
合　計		14,417,413	13,440,240	977,173

3.売却したその他有価証券

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	4,283,999	392,809	127,114
合　計	4,283,999	392,809	127,114

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	158,639	―	64,792
債券	―	―	―
その他	3,036,630	150,103	88,484
合　計	3,195,269	150,103	153,276

（デリバティブ取引関係）

重要な取引はありません。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。なお、平成23年10月に適格退職年金制度を廃止し、確定給付年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(1)退職給付債務	△567,377	△475,564
(2)年金資産	309,065	198,994
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	△258,311	△276,569
(4)未認識数理計算上の差異	152,850	156,666
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	△105,461	△119,902
(6)退職給付引当金	△105,461	△119,902

3.退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(1)勤務費用	28,585	27,806
(2)利息費用	9,774	8,420
(3)期待運用収益	△6,248	△4,635
(4)数理計算上の差異の費用処理額	37,969	13,599
(5)退職給付費用	70,080	45,191
(6)その他	93,360	97,692
(7)合計	163,440	142,883

（注）「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

（1）退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

（2）割引率

第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1.5%	1.5%

（3）期待運用収益率

第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1.5%	1.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

8年（各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。）

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	651,260 千円	557,868 千円
投資有価証券評価損	408,754	362,665
ゴルフ会員権評価損	9,710	8,505
未払事業税	172,269	109,608
賞与引当金	223,795	197,652
役員退職慰労引当金	30,934	17,725
退職給付引当金	42,912	42,783
減価償却超過額	39,127	19,890
委託者報酬	92,577	99,265
長期差入保証金	20,080	21,895
時効後支払損引当金	79,802	69,579
その他	34,708	39,304
繰延税金資産 小計	1,805,934	1,546,744
評価性引当額	△898,045	△813,923
繰延税金資産 合計	907,888	732,821
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△36,553	△254,118
繰延税金負債 合計	△36,553	△254,118
繰延税金資産(負債)の純額	871,334	478,702

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
法定実効税率	40.7 %	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担税率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
投資有価証券評価損認容	△2.9	
その他	0.8	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.6	

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は39,177千円減少し、法人税等調整額が75,184千円、その他有価証券評価差額金が36,007千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

(関連当事者情報)
1.関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等
第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,481,369千円	未払手数料	294,093千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	631,409千円	長期差入保証金	783,794千円
						投資の助言	投資助言料	189,915千円	未払費用	88,454千円
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,204,055千円	未払手数料	692,693千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	41,000,000千円	有価証券	10,000,000千円
							譲渡性預金に係る受取利息	8,718千円	未収利息	675千円
							マルチコーラブル預金の預入	9,000,000千円	現金及び預金	6,000,000千円
									長期性預金	7,000,000千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	18,499千円	未収利息	3,069千円

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,404,897千円	未払手数料	285,119千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	667,780千円	長期差入保証金	812,027千円
						投資の助言	投資助言料	168,292千円	未払費用	81,330千円
							株式の売却	98,112千円		
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有直接25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,371,303千円	未払手数料	566,371千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	36,000,000千円	有価証券	8,000,000千円
							譲渡性預金に係る受取利息	6,532千円	未収利息	544千円
							マルチコーラブル預金の預入	7,000,000千円	現金及び預金	5,500,000千円
									長期性預金	8,500,000千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	24,415千円	未収利息	2,886千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

売却価額については、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第26期（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	3,000百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,447,569千円	未払手数料	408,084千円

第27期（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,914,481千円	未払手数料	285,874千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第26期 （自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日）	第27期 （自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日）
１株当たり純資産額	361,469.71円	379,935.23円
１株当たり当期純利益金額	51,265.16円	41,494.11円

（注）1．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、
記載しておりません。
2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期 （自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日）	第27期 （自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日）
当期純利益金額　（千円）	6,361,903	5,149,336
普通株主に帰属しない金額　（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	6,361,903	5,149,336
期中平均株式数　（株）	124,098	124,098

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

次へ

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		16,996,643
有価証券		8,000,000
前払費用		336,791
未収入金		221,616
未収委託者報酬		3,698,009
未収収益		39,360
繰延税金資産		374,925
金銭の信託		30,000
その他		27,966
流動資産合計		29,725,313
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	269,044
器具備品	※1	174,256
土地		1,205,031
有形固定資産合計		1,648,332
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		874,592
ソフトウェア仮勘定		414,462
その他		9
無形固定資産合計		1,304,887
投資その他の資産		
投資有価証券		13,875,312
関係会社株式		320,136
長期性預金		5,500,000
長期差入保証金		831,857
繰延税金資産		297,670
その他		15,035
投資その他の資産合計		20,840,011
固定資産合計		23,793,231
資産合計		53,518,545

(単位：千円)

	第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	66,078
未払金	
未払収益分配金	33,785
未払償還金	1,070,895
未払手数料	1,435,205
その他未払金	72,465
未払費用	1,101,885
未払消費税等 ※2	104,706
未払法人税等	1,639,933
賞与引当金	561,000
その他	314,314
流動負債合計	6,400,270
固定負債	
退職給付引当金	120,928
役員退職慰労引当金	53,934
時効後支払損引当金	197,702
固定負債合計	372,564
負債合計	6,772,834
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	222,096
資本剰余金合計	222,096
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	36,823,991
利益剰余金合計	44,164,581
株主資本合計	46,386,809
評価・換算差額等	
その他有価証券	358,901
評価差額金	
評価・換算差額等合計	358,901
純資産合計	46,745,710
負債純資産合計	53,518,545

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第28期中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）	
営業収益		
委託者報酬		22,860,446
投資顧問料		5,548
その他営業収益		64,404
営業収益合計		22,930,399
営業費用		
支払手数料		9,329,547
広告宣伝費		253,610
公告費		1,748
調査費		
調査費		465,037
委託調査費		4,927,785
事務委託費		118,017
営業雑経費		
通信費		44,970
印刷費		216,082
協会費		19,981
諸会費		3,788
事務機器関連費		479,500
その他営業雑経費		8,157
営業費用合計		15,868,227
一般管理費		
給料		
役員報酬		97,198
給料・手当		1,581,710
賞与引当金繰入		561,000
福利厚生費		296,584
交際費		11,132
旅費交通費		66,127
租税公課		57,963
不動産賃借料		349,740
退職給付費用		80,723
役員退職慰労引当金繰入		7,838
固定資産減価償却費	※1	223,128
諸経費		135,324
一般管理費合計		3,468,471
営業利益		3,593,700

（単位：千円）

	第28期中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
営業外収益	
受取配当金	104,164
有価証券利息	3,543
受取利息	12,662
収益分配金等時効完成分	328,544
その他	1,102
営業外収益合計	450,017
営業外費用	
投資有価証券償還損	8,428
時効後支払損引当金繰入	6,591
その他	46
営業外費用合計	15,067
経常利益	4,028,650
特別利益	
投資有価証券売却益	141,172
特別利益合計	141,172
特別損失	
投資有価証券売却損	32,155
特別損失合計	32,155
税引前中間純利益	4,137,667
法人税、住民税及び事業税	1,626,136
法人税等調整額	△30,367
法人税等合計	1,595,768
中間純利益	2,541,898

(3)中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第28期中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,131
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	222,096
資本剰余金合計	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	222,096
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	342,589
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	6,998,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	6,998,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	36,863,331
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	△39,339
当中間期末残高	36,823,991
利益剰余金合計	
当期首残高	44,203,921
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	△39,339
当中間期末残高	44,164,581
株主資本合計	
当期首残高	46,426,148
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	△39,339
当中間期末残高	46,386,809
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	723,054
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△364,152
当中間期変動額合計	△364,152
当中間期末残高	358,901
評価・換算差額等合計	
当期首残高	723,054

当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△364,152
当中間期変動額合計	△364,152
当中間期末残高	358,901
純資産合計	
当期首残高	47,149,203
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△364,152
当中間期変動額合計	△403,492
当中間期末残高	46,745,710

[重要な会計方針]

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

第28期中間会計期間 （自　平成24年4月1日 至　平成24年9月30日）
（減価償却方法の変更） 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]
（中間貸借対照表関係）
※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第28期中間会計期間 （平成24年9月30日現在）
建物	221,331千円
器具備品	322,980千円

※2 消費税等の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）
※1 減価償却実施額

	第28期中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
有形固定資産	41,040千円
無形固定資産	182,088千円

（中間株主資本等変動計算書関係）
第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
1． 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	－	－	124,098
合計	124,098	－	－	124,098

2． 配当に関する事項
平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 2,581,238千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 20,800円
④ 基準日 平成24年3月31日
⑤ 効力発生日 平成24年6月27日

（金融商品関係）
第28期中間会計期間(平成24年9月30日現在)
金融商品の時価等に関する事項
平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	16,996,643	16,996,643	－
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	－
(3) 未収委託者報酬	3,698,009	3,698,009	－
(4) 長期性預金	5,500,000	5,506,492	6,492
(5) 投資有価証券	13,875,312	13,875,312	－
資産計	48,069,965	48,076,457	6,492
(1) 未払手数料	1,435,205	1,435,205	－
(2) 未払法人税等	1,639,933	1,639,933	－
負債計	3,075,139	3,075,139	－

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第28期中間会計期間（平成24年9月30日現在）

1． 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2． その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	6,899,973	6,184,088	715,884
	小 計	6,899,973	6,184,088	715,884
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	6,936,438	7,202,827	△266,389
	小 計	6,936,438	7,202,827	△266,389
合 計		13,836,412	13,386,916	449,495

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

重要な取引はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1． 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2． 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．　主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

（１株当たり情報）
1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 （平成24年9月30日現在）
1株当たり純資産額	376,683.83円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	46,745,710
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	46,745,710
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	124,098

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 （自　平成24年4月1日 至　平成24年9月30日）
1株当たり中間純利益金額	20,482.99円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	2,541,898
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	2,541,898
普通株式の期中平均株式数（株）	124,098

(注)潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
②資本金の額：324,279百万円（平成24年９月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （平成24年９月末現在）	③事業の内容
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,711,958　百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279　百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成25年１月末現在）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%（62,050株）、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は25.0%（31,023株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３%以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成24年11月26日	臨時報告書
平成24年10月５日	有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書
平成24年９月24日	臨時報告書
平成24年８月１日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年７月23日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年２月13日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士 柴　毅 印

指定社員
業務執行社員　公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 好配当日本株ファンド（２ヵ月決算型）の平成24年７月10日から平成25年１月７日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 好配当日本株ファンド（２ヵ月決算型）の平成25年１月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成２４年６月２６日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第２７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２４年１２月６日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第２８期事業年度の中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

前へ